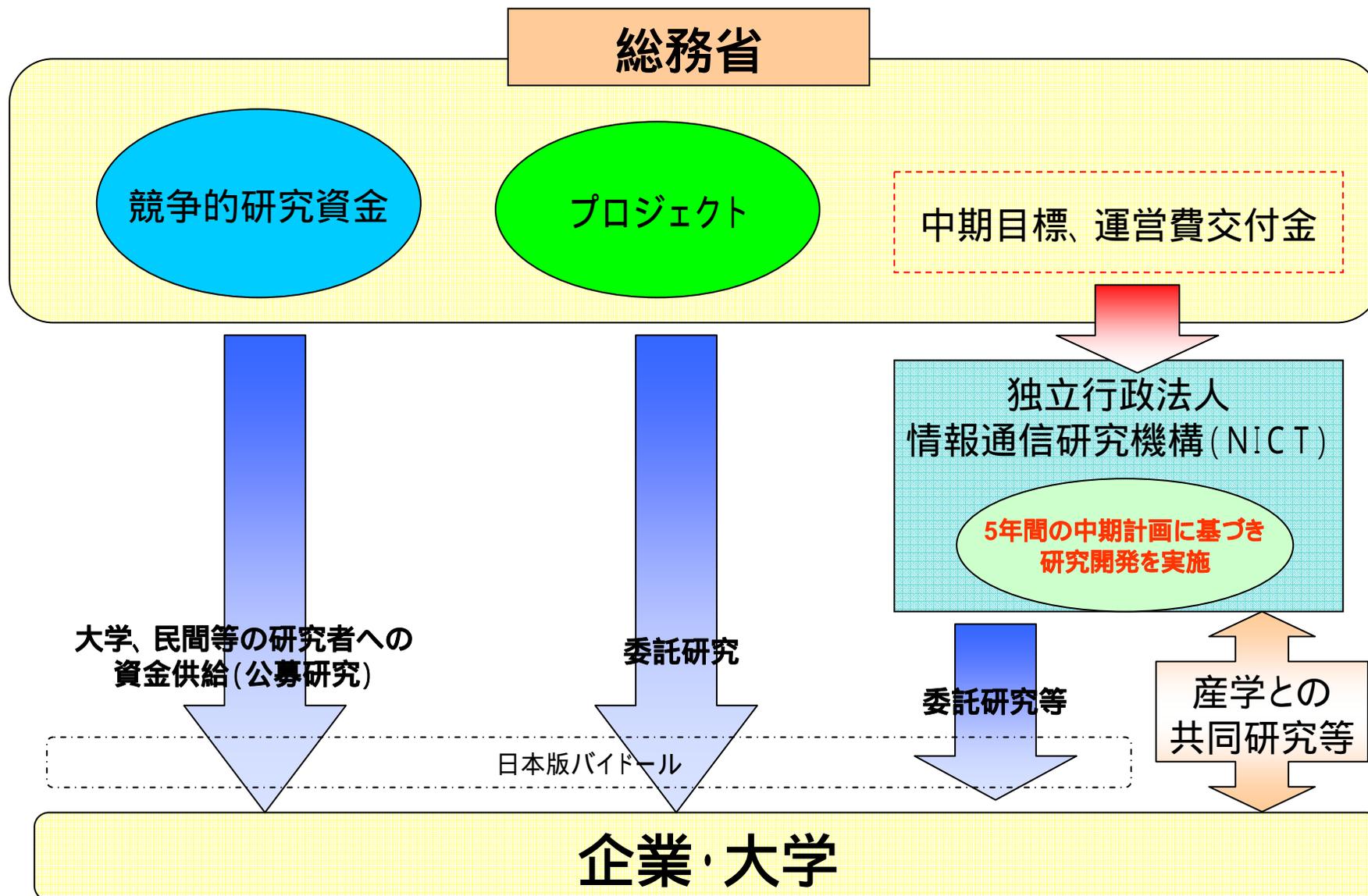


(総務省提出資料)

総務省の研究開発における 知的財産に関する取組状況について

平成19年2月6日
総務省

総務省の研究開発推進体制



NICTが自ら実施する研究開発に関する知的財産

知的財産の取得・帰属

研究成果を創出した場合は機関に届出(規程で明示)
機関帰属の対象は、産業財産権等、プログラム等の著作権及び
ノウハウを使用する権利
日本版バイドール規定を全ての委託研究に適用

知的財産の管理

取得した知的財産は知財部門が一元管理

研究員へのインセンティブ

特許実施料の35%支給(規程による明確化)
知的財産の取得を研究者評価に反映
補償金の対象は常勤職員だけでなく、非常勤研究員、研修員まで広く適用

知的財産の技術移転

外部からの対応窓口を知財担当部門に一元化
技術移転機関(総務大臣認定TLO NICTインキュベーションズ)を
活用した技術移転活動
中期計画において、知的財産の実施率目標(7%)を明示

発明者自身によるベンチャー起業の支援等

自らの研究成果の技術移転を行おうとする常勤職員に対して、業務として
起業準備を認めている(プレベンチャー制度)
起業を希望する職員()に対して、機構の固定資産等の貸与について便宜
を図っている

()プレベンチャー制度の利用者の他、プレベンチャー制度を利用せずに退職・休職等して起業準備をする
常勤職員や招聘研究員・特別研究員・研究員を対象とする。

ベンチャー起業を含め、研究者を対象とした知的財産に関する研修を実施

総務省の認定TLO

1. 認定を受けた者及び技術移転部門の名称

(財)テレコム先端技術研究支援センター
NICTインキュベーションズ

2. 所在地

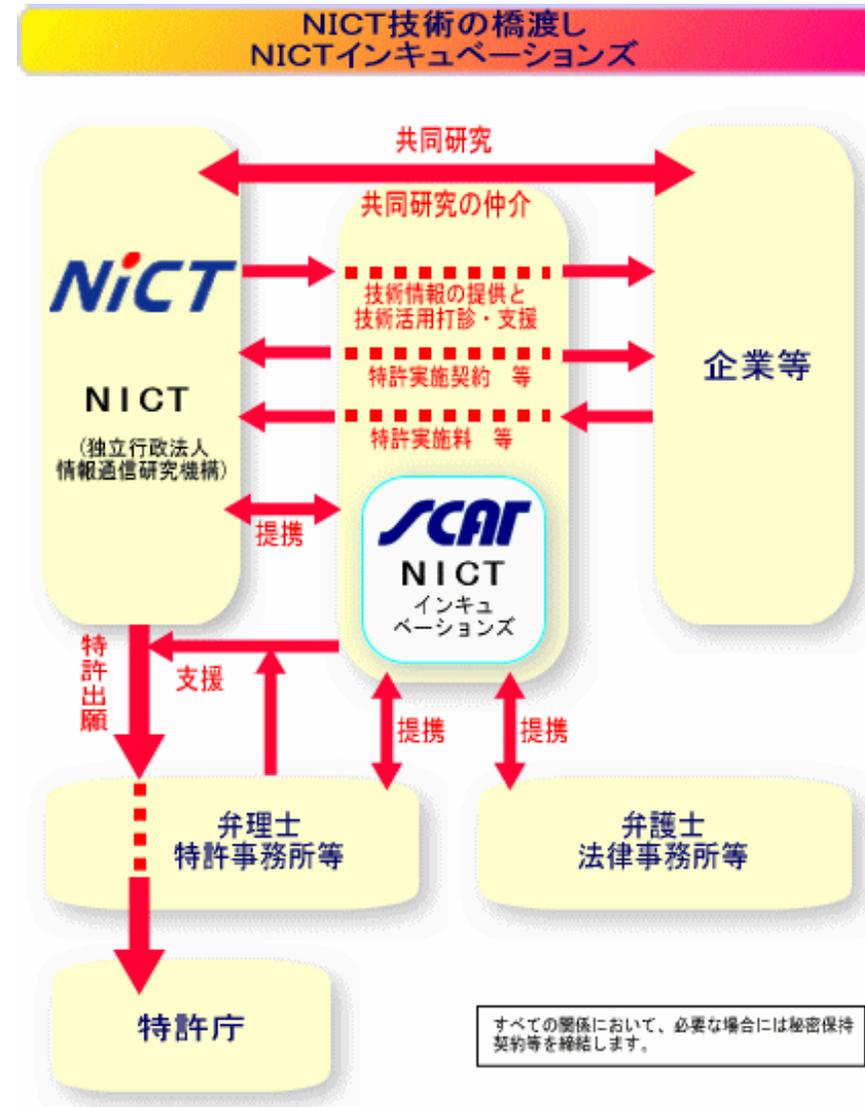
東京都新宿区新宿1-20-2

3. 業務内容

- ・ 技術情報の提供
- ・ 共同研究推進の支援
- ・ 技術の紹介と活動の打診
- ・ 技術活用上の問題解決への支援
- ・ 研究成果の知的財産権化への支援
- ・ TLO間の連携強化

4. 認定を受けた日

平成16年4月



NICTにおける産学官連携その他の取組

共同研究等について

- 共同研究、受委託研究等の研究連携を実施
- 共同研究に関する規程を見直し、企業等との連携(資金受入型共同研究)を促進
- 公募型受託研究資金受入に関する規程を整備

その他の取組状況

- ホームページ等での情報提供
- 知的財産ポリシーの実施
- 共同研究等の成果・機密情報等の守秘義務は契約等により明確化
- 各種イベントや展示会に出展